

令和元年10月31日裁決

主文

本件再審査請求を却下する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、障害基礎年金の額を減額改定した処分の取消しを求めるところである。

第2 事案の概要（再審査請求に至る経緯）

本件記録によると、請求人が本件再審査請求をするに至る経緯として、次の各事実が認められる。

1 請求人は、頸髄損傷（以下「当該傷病」という。）による障害の状態が、国民年金法施行令（以下「国年令」という。）に定める1級の程度に該当するとして、障害等級1級の障害基礎年金の支給を受けていた。

2 厚生労働大臣は、国民年金法施行規則第36条の4第1項の規定による障害の現状に関する診断書として提出されたa病院b科・A医師作成の平成○年○月○日現症に係る同月○日付け診断書を診査した結果、請求人の当該傷病による障害の状態は、国年令別表に定める2級の程度に該当するものであり、1級の程度に該当しなくなったとして、平成○年○月○日付けで、請求人に対し、同年○月から障害基礎年金の額を減額改定する旨の処分（以下「原処分」という。）をした。

3 請求人は、原処分を不服として、標記の社会保険審査官に対する審査請求を経て、当審査会に対し、再審査請求をした。

第3 請求人の主張

請求人の主張は、別紙記載のとおりである。

第4 当審査会の判断

1 社会保険審査官の決定に不服があるときは、当審査会に対して再審査請求をすることができるが、この再審査請求は、

社会保険審査官の決定書の謄本が送付された日の翌日から起算して2月以内にしなければならず、正当な事由によりこの期間内に再審査請求をすることができなかったことを疎明した場合はこの限りでない」とされている（社会保険審査官及び社会保険審査会法（以下「社保審法」という。）第32条第1項、第3項、第4条第1項ただし書）。

2 本件記録によれば、本件の審査請求に係る社会保険審査官の決定は平成○年○月○日付けでされており、決定書の謄本は、同日、簡易書留郵便で審査請求人宛てに発送され、同月○日に一旦配達されたが、不在のため持ち戻りとなった後、同月○日に郵便局窓口で請求人により受け取られたことが認められる。したがって、再審査請求に係る法定期間は、請求人が決定書謄本を受け取った平成○年○月○日の翌日から起算して2月以内ということになり、同年○月○日がその満了日になる。しかし、本件記録によれば、本件の再審査請求は、これを過ぎた同年○月○日に、再審査請求をする旨を記載した書面を当審査会宛てに発送してなされていることが認められる。

3 そうすると、本件再審査請求は「正当な事由」の疎明がない限り不適法なものとなるところ、社保審法第32条第3項により再審査請求期間について準用される第4条第1項ただし書所定の「正当な事由」は、天災地変や交通通信機関の途絶など請求人においては行うこともできない客観的な事情による場合、あるいは、一般人に通常期待される程度の注意義務をもってしては避けることができなかった事由等の期間徒過の責任を請求人に負わせるのが相当ではないと判断される場合をいうと解するのが相当である。請求人が主張する別紙記載の事情（再審査請求期間を6月以内と誤解していたこと）はこれに該当するとはいえないし、本件記録を精査しても、再審査請求期間徒過の責任を請求人に負わせることが相当でないと判断される事由があるとは認

められない。

- 4 したがって、本件再審査請求は、法定期間経過後にされた不適法なものというべきであり、この不備を補正する余地はない。

よって、社保審法第44条、第6条の規定により、本件再審査請求を却下することとし、主文のとおり裁決する。